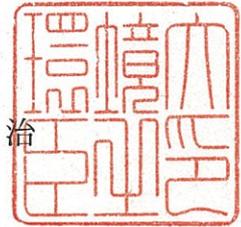


諮問第492号
環水大土発第1807103号
平成30年7月10日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
中川雅治



生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号。以下「改正法」という。）による改正後の農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき環境大臣が定める農薬登録基準のうち、生活環境動植物に係る基準の設定について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

農薬の安全性の一層の向上等を図るため、農薬取締法の一部を改正する法律が平成30年6月8日に成立し、同年6月15日に公布された。従前は、農薬登録時の審査において、水産動植物に対する影響を評価することとされていたが、改正法により、水産動植物以外の動植物を含む「生活環境動植物」に対する影響を評価することとされ（法第4条第1項第8号）、この審査の基準については、法第4条第3項の規定に基づき、環境大臣が定めることとされた。

このため、当該審査の基準の設定について貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第1040号
平成30年7月10日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（付議）

平成30年7月10日付け諮問第492号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。